最終更新日：2026年7月24日
犬猫生活株式会社
代表取締役社長 佐藤　淳
問合せ先：管理部
証券コード：556A
03-6698-7040

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社は、当社の株主、取引先、従業員及び様々なステークホルダーに対して社会的責任を果たすとともに、企業価値の向上を重視した経営を推進することが重要な経営課題であると認識しております。
そのため当社では、企業倫理と法令等の遵守を徹底し、内部統制システム及びリスク管理体制の整備・強化を推進することをコーポレート・ガバナンスの基本に捉えた上で、コンプライアンス体制を強化し、迅速かつ正確な情報開示の充実等に努めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【コーポレートガバナンス・コード（2021年6月版）に基づき記載しています。】
当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則をすべて実施しております。

2．資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
株式会社前澤ファンド	892,000	33.83
佐藤 淳	804,500	30.51
MSIP CLIENT SECURITIES（常任代理人モルガン・スタンレーＭＵＦＧ証券株式会社）	69,400	2.63
上田八木短資株式会社	69,300	2.62
近藤 誠人	58,000	2.20
株式会社シンクロ	54,000	2.04
楽天証券株式会社共有口	30,200	1.14
ＡＫパートナーズ株式会社	30,000	1.13
株式会社ＳＢＩ証券	29,200	1.10
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	25,700	0.97

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明 更新

大株主の状況は、直前事業年度末（2026年４月30日）時点の株主名簿に基づいて記載しております。なお、直前事業年度末以降、本書提出日までの間に以下の事由により当社の発行済株式総数及び大株主の所有株式数に変動が生じております。
①当社は、オーバーアロットメントによる売出しに伴う貸出株式の返還を目的として、株式会社ＳＢＩ証券を割当先とする第三者割当増資（2026年５月26日払込期日）を実行し、新株式91,500株を発行いたしました。これに伴い、同社が当社株主である佐藤淳より借り入れた当社普通株式91,500株の返還が行われております。
②直前事業年度末以降、本書提出日までの間に新株予約権の行使により発行済株式総数が12,000株増加しております。
以上の結果、本書提出日現在における当社の発行済株式総数は2,739,500株、佐藤淳の所有株式数は896,000株となっております。

3．企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 グロース
決算期	4 月
業種	小売業
直前事業年度末における（連結）従業員数	100人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4．支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5．その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	8 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
濵道　佐和子	他の会社の出身者							○				
西井　敏恭	他の会社の出身者											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
濵道　佐和子		株式会社スタートトゥデイのマネージングディレクターとして、当社の主要株主である株式会社前澤ファンドでのスタートアップ投資に関わる業務を担当しております。	濵道佐和子氏はコンサルティングファームやグローバルIT企業における豊富な実務経験に加え、事業会社におけるスタートアップ企業への投資・成長支援、さらには自ら起業家として会社経営を牽引されてきた実績を有しており、経営戦略の立案や事業育成に関する幅広い経験と深い見識を備えております。当社は現在、事業規模の拡大と企業価値の最大化を目指す重要な成長フェーズにあります。同氏には、これまでの多様な経歴を通じて培われた経営の専門家としての高い視座に基づき、独立した客観的な立場から当社の経営に対する厳格な監督とチェック機能を果たしていただくとともに、当社の経営戦略全般に対する多角的な視点からの有益な助言をいただくことを期待し、社外取締役に選任いたしました。 なお、同氏は当社の新株予約権を137個保有しておりますが、それ以外に当社との間に人的関係、資本関係、取引関係及びその他の利害関係はありません。
西井　敏恭	○	―	西井敏恭氏は、長年にわたり事業会社におけるマーケティング責任者を歴任されてきた実績に加え、複数企業の取締役としてデジタル領域の事業推進や経営に参画し、特に当社と親和性の高いD2Cビジネス及びマーケティング戦略の領域において極めて高度な専門性と豊富な実務経験を有しております。当社の主力事業であるペット関連のD2Cブランドが今後さらに認知を拡大し、飛躍的な成長を遂げていくにあたり、同氏の有する実践的な知見は不可欠であります。同氏には、これまでの経歴を通じて培われた経営の専門家としての見識に基づき、独立した客観的な立場から当社の経営に対する厳格な監督とチェック機能を果たしていただくとともに、当社の持続的な事業成長に向けた有益な助言をいただくことを期待し、社外取締役に選任いたしました。 なお、同氏は株式会社シンクロの代表取締役であり、同社は当社の株主でありますが、それ以外に当社との間に人的関係、資本関係、取引関係及びその他の利害関係はなく、当社との利益相反が生じる恐れがないことから、独立役員として選任しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	3 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役会は四半期に1回、定期的に会計監査人より会計監査人が実施した監査、あるいはレビュー実施報告を受けるなかで、監査上の問題点やKAMに関する意見交換を行っております。そのあと、引き続き、内部監査部門も加わり、三様監査を実施するなかで内部統制上の課題等について意見交換を行っております。また、この三様監査とは別に常勤監査役と内部監査部門は2ケ月に1回「監査役内部監査連携会議」を開催し、内部監査の実施状況等について情報共有を行うとともに、半年に1回、監査役会に内部監査担当が出席し、非常勤監査役との意見交換も実施しております。
このように監査役、会計監査人、内部監査部門は定期的に会合を持つ中で、それぞれの役割を最大に活かせるような活動を行っております。これらの情報交換や意見交換の内容については、取締役会又は監査役会を通じて、社外取締役又は社外監査役に適宜報告を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
内田　潤	他の会社の出身者													
長谷川　雄史	公認会計士													
宇田川　敦史	弁護士													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
内田　潤	○	―	内田潤氏は、上場企業での常勤社外監査役としての経験を通じ、上場企業における監査実務及びコーポレート・ガバナンスに関する豊富な知見と高い見識を有しております。これらの実績を活かし、当社の常勤監査役として、経営監視機能の強化及びコンプライアンス体制の充実に寄与できるものと判断いたしました。なお、同氏は東京証券取引所の定める独立役員の要件を満たしており、一般株主との利益相反が生じるおそれがないことから、独立役員として選任しております。
長谷川　雄史	○	―	長谷川雄史氏は、公認会計士及び税理士として財務・会計に関する高度な専門知識と豊富な経験を有しております。また、他の上場企業における社外監査役としての経験等を通じて企業経営に対する高い見識も有しており、これらの実績を当社の監査体制の強化及びガバナンスの充実に活かしていただけるものと判断いたしました。なお、同氏は東京証券取引所の定める独立役員の要件を満たしており、一般株主との利益相反が生じるおそれがないことから、独立役員として選任しております。
宇田川　敦史	○	―	宇田川敦史氏は、弁護士として企業法務を中心とした高度な専門知識と豊富な実務経験を有しております。法的な見地からの客観的かつ公正な監査を行うことで、当社の監査体制の強化及びコンプライアンス経営の推進に寄与していただけるものと判断いたしました。なお、同氏は東京証券取引所の定める独立役員の要件を満たしており、一般株主との利益相反が生じるおそれがないことから、独立役員として選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4 名

その他独立役員に関する事項

当社では、独立役員の資格を充たす社外役員をすべて独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社は、業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的として、ストックオプション制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社外取締役、従業員

該当項目に関する補足説明

当社の中長期的な業績及び企業価値の向上への貢献意欲を高めることを目的としてストックオプション制度を導入しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

報酬額の総額が1億円以上の者が存在しないため、個別報酬の開示は行っておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は、取締役報酬規程を定めており、役員報酬の決定は、業績、業種や規模等に応じてベンチマークする他社の水準、経営内容・経営環境とのバランス等を考慮して、各取締役の役位、業績貢献、管掌範囲、在籍期間に応じ、取締役会の決議により決定しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針
当社は、2025年4月16日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めております。その内容は次のとおりです。
1.報酬体系
当社の取締役の報酬は、原則として固定報酬のみで構成しております。ただし、会社の中長期的な企業価値及び株主価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するため、非金銭報酬等として新株予約権を付与することがあります。なお、将来的には、業績目標の達成度合いに応じて支給額が変動する業績連動報酬の導入も検討してまいります。

2.報酬等の額の決定に関する基本方針
取締役の報酬等の額は、以下の要素を総合的に勘案して決定しております。
役位・職責…代表取締役、取締役、監査役等の役割と責任に応じた報酬水準としております。
職務内容・責任範囲…業務の難易度、責任の重さ等を考慮しております。
貢献度…会社の業績への貢献度を考慮しております。
経験・能力…業務遂行に必要な経験、知識、スキル等を考慮しております。
在任期間…長年の貢献に対して適切に報いることを重視しております。
同業他社の報酬水準…優秀な人材を確保・維持できる水準を維持することを目的としております。
経済状況…マクロ経済の動向を踏まえております。

3.固定報酬の決定方法
代表取締役社長が、各取締役の役職、責任、貢献度、会社の業績、同業他社の水準等を総合的に勘案して、固定報酬の案を作成し、その後、取締役会にて、代表取締役社長の案に基づき、各取締役の固定報酬の額を審議・決定しております。なお、社外取締役の固定報酬は、その独立性及び専門性を考慮し、適切な水準としております。

4.固定限度額
取締役の報酬限度額は、2022年7月22日開催の第4回定時株主総会の決議により、年額100百万円以内(ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。)としております。なお、各取締役の固定報酬の額は、上記報酬限度額の範囲内で決定しております。

5.報酬額の決定プロセス
取締役報酬案の作成は、代表取締役社長が、本決定方針に基づき、各取締役の報酬等の案を作成し、その後、取締役会は、代表取締役社長の案に基づき、各取締役の報酬等の額を審議・決定しております。なお、その際に、社外取締役の意見を尊重することとしております。

当社の監査役の報酬は固定報酬を基本としており、監査役の報酬の額は、株主総会により承認された報酬限度額の範囲内で、監査役の協議にて決定しております。なお、監査役の報酬限度額は、2026年7月24日開催の定時株主総会において年額15百万円以内と決議されております。同決議時の当該定めに係る監査役は3名となっております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役のサポートは管理部が担い、問い合わせ窓口を明確にして円滑なコミュニケーションを図り、社外取締役及び社外監査役をサポートする体制としております。
取締役会への付議事項については早期の通知に努めており、必要に応じて説明をおこなっております。これらにより、社外取締役及び社外監査役が期待される役割を果たすための環境は整備されていると考えております。

2．業務執行、監査･監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート･ガバナンス体制の概要） 更新

当社の「すべての動物とその家族の幸せな生活のために」という経営理念のもと、また継続的な企業価値の向上及び事業の継続的な成長のためには、株主をはじめとする各ステークホルダーとの良好な関係構築が不可欠であり、そのためには、経営の透明性、効率性、健全性を確保し、日常的に強化させていく必要があると認識しております。
今後においても、法令等の遵守、適時適切な情報開示、迅速な意思決定及び業務執行を可能とする経営体制の強化に加え、経営監視体制の充実に努めてまいります。

(a) 取締役会
当社の取締役会は、5名（うち社外取締役2名）で構成され、経営上の意思決定機関として、取締役会規程に定められた事項の報告を受け、経営方針、経営戦略、事業計画、重要な業務執行に係る事項、株主総会決議により授権された事項、法令、定款、及び取締役会規程に定められた事項を決議するとともに、取締役による業務執行を監督しております。なお、取締役会は月1回定期的に開催され、担当取締役より業務報告が実施されているほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、適正かつ効率的な業務執行ができる体制を整えております。

(b) 監査役会
当社の監査役会は常勤監査役1名、非常勤監査役2名の合計3名で構成されており、3名全員が社外監査役であります。社外監査役は、それぞれの知見を活かして独立･中立の立場から客観的な意見表明を行っております。
監査役は、監査役会で定めた監査役監査計画に基づき、株主総会や取締役会への出席や、取締役･従業員･監査法人からの報告収受などを通して、経営全般に関して幅広く検討を行っております。各監査役は、監査役会が定めた業務分担に従い、独立した立場から取締役の業務執行状況を監査しております。また、会計監査人並びに内部監査担当者と三様監査を定期的に実施する等、連携を密にとり、効率的かつ効果的な監査の実施に取り組んでおります。
監査役会は月1回定期的に開催されるほか、必要に応じて臨時監査役会を開催しており、監査役会では情報を共有し実効性の高い監査を効率的に行うよう努めております。

(c) 会計監査人
当社は、ＯＡＧ監査法人と監査契約を締結しており、適時適切な監査が実施されております。なお、同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社との間には、特別な利害関係はありません。

(d) 内部監査
当社の内部監査は内部監査人が代表取締役社長からの指示を受け業務監査を行っております。内部監査人は当社のすべての部署をカバーするように業務監査を実施し、代表取締役社長に対して監査結果を報告しております。代表取締役社長は監査結果を受け、被監査部門に監査結果及び要改善事項を通達し、改善状況報告を内部監査人に提出させることとしております。また、内部監査人は監査役及び会計監査人と連携し、三様監査を実施しております。

(e) コンプライアンス･リスクマネジメント委員会
コンプライアンス･リスクマネジメント委員会は、取締役3名、監査役1名、執行役員3名、内部監査人1名で構成されており、四半期に1回定例開催しております。当該会議では、全社的なコンプライアンス管理及びリスク管理に関する情報共有や再発防止策の検討等をする機関としております。

3．現状のコーポレート･ガバナンス体制を選択している理由

当社は会社法に規定する機関として株主総会、取締役会、監査役会、会計監査人を設置しております。当社事業に精通した取締役を中心とする取締役会が経営の基本方針や重要な業務の執行を自ら決定し、強い法的権限を有する監査役が独立した立場から取締役の職務執行を監査する体制が、経営の効率性と健全性を確保し有効であると判断し、監査役会設置会社を採用しております。
また、経営上の重要課題については、取締役会に付議されております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社では、株主総会の議案の議決権行使に対する十分な検討時間を確保できるよう、株主への招集通知の早期発送に努めてまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	より多くの株主の皆様に株主総会へ参加いただけるよう、総会開催日については集中日を避けた日程で開催できるよう努めてまいります。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる議決権行使が可能となっております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	今後検討すべき事項として考えております。
招集通知（要約）の英文での提供	今後の海外投資家の比率を踏まえ、検討すべき事項として考えております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページに掲載しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	年に数回、個人投資家向け説明会を開催しております。開催が決まった際には、当社のIRサイト等でお知らせしております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	アナリスト・機関投資家向けの決算説明会を定期的に開催し、業績や経営方針の説明を行ってまいります。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	株式公開後の海外投資家による保有比率により、定期的な説明会の開催を検討してまいります。	あり
IR資料のホームページ掲載	各種決算情報、適時開示資料、その他投資家向け資料や情報を当社ホームページのIR 情報に掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	IR 担当部署は管理部、IR 責任者は管理部長が対応しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	金融商品取引法、東京証券取引所規則等に基づく適時・適切な事業内容の開示は、当然の責務と認識しており、情報開示規程に基づき直ちに適時・適切な開示が行えるよう定めております。また、規程関係については、役職員が閲覧可能な体制となっております。
環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	当社は「すべての動物とその家族の幸せな生活のために」という理念の下、動物福祉への貢献をCSRの中核に据えています。2021年に「一般財団法人犬猫生活福祉財団」を設立し、当該財団をはじめとした動物福祉団体への寄付を継続的に実施しております。これら殺処分ゼロを目指す活動は、単なる社会貢献に留まらず、倫理的消費を重視する顧客との信頼構築やブランド価値向上に資する重要な事業戦略と位置付けており、動物福祉の向上と企業の持続的成長の好循環を目指しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、株主、投資家、取引先、役職員、アナリスト、メディアなど全てのステークホルダーの皆様に対して、「透明性」、「公平性」、「継続性」のある情報開示を行うため、適時適切に会社情報を開示するのはもちろんのこと、当社の業績、経営戦略等をより理解していただき、より一層の信頼と正当な評価を得るため、積極的なIR 活動が重要であると考えております。 決算説明会を定期的に開催することに加え、機関投資家、アナリストとの個別ミーティングを積極的に行ってまいります。また、当社のホームページ内にIR 専用ページを開設し、当社情報を速やかに発信できる体制を構築するとともに、全てのステークホルダーの皆様に対して積極的な情報開示を行い、適切なコミュニケーションを図ってまいります。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、取締役会において、次の通り「内部統制システムに関する基本方針」を定め、実効性のある内部統制システムの整備・運用に努めております。

(a) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ. 当社は、「すべての動物とその家族の幸せな生活のために」を経営理念とし、取締役及び使用人は、当該経営理念のもと、法令、定款、社内規程、社会規範等を遵守するとともに、その遵守の重要性を情報発信することにより周知徹底をはかる。

ロ. 意思決定及び業務執行について関係諸規程を定め、業務分掌及び職務権限を明確にするとともに、相互に必要な牽制を行う体制を構築し、適正かつ効率的な業務運営を実現する。

ハ. 監査役は、取締役の職務の執行について、法令及び定款に基づき、独立した立場から監査する。

ニ. 内部監査担当者は、「内部監査規程」に基づき、業務運営及び財産管理の実態を調査し、使用人の職務の執行が法令、定款及び社内規程に適合しているかを確認し、必要に応じて、その改善を促す。また、内部監査担当者は、監査の結果を代表取締役及び監査役に報告する。

ホ. 取締役及び使用人に対して、継続的にコンプライアンスに係る研修、啓蒙を行う。

ヘ. 内部通報制度を整備するとともにその利用を促進し、法令違反またはそのおそれのある事実の早期発見に努める。

ト. 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を遮断するとともに、これら反社会的勢力に対しては、警察等の外部専門機関と緊密に連携し毅然とした態度で対応する。
チ. 会社の重要な情報について、開示すべき情報を網羅的に収集したうえで、法令等に従い適時かつ適切に開示する。

(b) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
イ. 情報セキュリティについては、「情報セキュリティ管理規程」に基づき、情報セキュリティに関する責任体制を明確化し、情報セキュリティの維持・向上のための施策を継続的に実施する。
ロ. 取締役は、「文書管理規程」に従い、取締役の職務の執行に係る情報を文書又は電磁的記録に記録し保存する。
ハ. 株主総会議事録、取締役会議事録、事業運営上の重要事項に関する決裁書類など取締役の職務の執行に必要な文書については、取締役及び監査役が常時閲覧することができるよう保存、管理する。
ニ. 個人情報については、法令及び「個人情報保護規程」に基づき厳重に管理する。

(c) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
イ. コンプライアンス・リスクマネジメント規程を定め、当社のリスクの把握、分析及び評価をするとともに、その結果に基づきリスクの回避、軽減等の対応を適切に行う。
ロ. コンプライアンス・リスクマネジメント規程の各部門における実施に関する責任を負う実施責任者は、各部門における個別のリスクを把握し、分析・評価するとともに、適切にコンプライアンス・リスクマネジメント委員会に報告する。
ハ. 内部監査責任者は、各部門のリスク管理の状況を監査し、その結果を代表取締役及び監査役に報告する。
ニ. 情報セキュリティに係るリスクは当社の事業運営において重要なものと位置付け、個人情報保護法、個人情報管理規程、情報セキュリティ管理規程等に従い厳重に管理する。
ホ. 当社は、必要に応じて弁護士、税理士、社会保険労務士等の外部の専門家の助言を受けられる体制を整備し、リスクの未然防止及び早期発見に努める。

(d) 取締役の職務執行の効率性の確保に関する体制
イ. 取締役会は原則として毎月1回開催し、取締役会規程に基づき、重要な業務執行の決定を行うとともに、取締役からその業務執行状況の報告を徴収し、必要な監督を行う。
ロ. 当社は、「取締役会規程」、「職務権限規程」、及び「業務分掌規程」を制定し、取締役の職務執行について責任の範囲及び執行手続を明確にし、効率的な意思決定を行う体制を確保する。

(e) 監査役監査の職務を補助すべき使用人及び当該使用人の独立性に関する事項
監査役が必要と認める場合、監査役の職務を補助すべく独立性を有する使用人を置くことができる。

(f) 監査役への報告に関する体制
イ. 監査役は、定期的または随時、取締役、使用人等からその職務の執行状況等の報告を受ける。
ロ. 内部監査責任者は、内部通報制度の運用状況を確認するとともに、監査役に定期的に報告する。
ハ. 内部通報制度に基づく通報または監査役に対する職務の執行状況等の報告を行ったことを理由として、当社の取締役及び使用人に対する不利な取り扱いは行われない。

(g) 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
イ. 監査役は、必要と認める重要な会議に出席する。
ロ. 監査役は、内部監査部門に対して、連携を通じた指導を行うほか、必要に応じて指示することができる。
ハ. 監査役は、随時経理システム等の社内情報システムの情報を閲覧することができる。
ニ. 監査役は、会計監査人及び内部監査部門から定期的に各々が実施した監査に関する報告を受け、意見交換を行う。
ホ. 監査役が職務の執行のために合理的な費用の支払いを求めたときは、これに応じる。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力の排除に向けた具体的な取組み状況
a. 反社会的勢力との関係の有無
当社の代表取締役社長である佐藤淳は、かねてより反社会的勢力と絶対に付き合わないという信念を有しておりますので、現在までに反社会的勢力との関係は一切ありません。また、このような信念の持ち主であることから、社内において、折に触れ、自ら注意を促しております。
b. 反社会的勢力との関係に対する基本方針
当社は、社会の秩序及び安全に脅威を与える反社会的勢力に対し、断固たる態度で適正な業務を行うとともに、企業としての社会的信頼を高めるため、次のとおり基本方針を定め、反社会的勢力を排除します。
(a) 基本方針
イ. 当社は、反社会的勢力とは、一切の関係を遮断します。
ロ. 当社は、反社会的勢力による不当要求は、断固拒否します。
ハ. 当社は、反社会的勢力とは、当社業務に関係する一切の取引を行ないません。
(b) 社内の対応及び体制
イ. 役職員は、反社会的勢力との一切の関係をもってはなりません。
ロ. 当社の不当要求防止責任者は管理部長とします。
ハ. 役職員は、相手が反社会的勢力と判明した時点、又は反社会的勢力であるとの疑いが生じた時点で不当要求防止責任者に報告します。
ニ. 不当要求防止責任者は、不当要求等の報告を受けた場合、代表取締役社長に報告のうえ顧問弁護士及び外部相談先と連携して対応します。
(c) 反社会的勢力の排除に向けた社内体制等の整備状況
当社は、「反社会的勢力調査に関する基準書」に従い、当社の役員、従業員（正規雇用および非正規雇用）、株主および取引先に対し、RoboRoboの記事検索機能とGoogleの複数検索オプションを用いた反社会的勢力との関係がないことを示す調査を、就任、入社、出資および取引開始前に実施しており、さらに、取引先に関しましては、毎年6月に再調査を実施しております。
また、当社は当社の顧客または取引先と締結した契約書および申込書等に反社排除の条項を盛り込んでおり、顧客または取引先が反社であると判明した場合には、契約を解除できることとしております。

Vその他

1. 買収への対応方針の導入の有無

買収への対応方針の導入の有無	なし

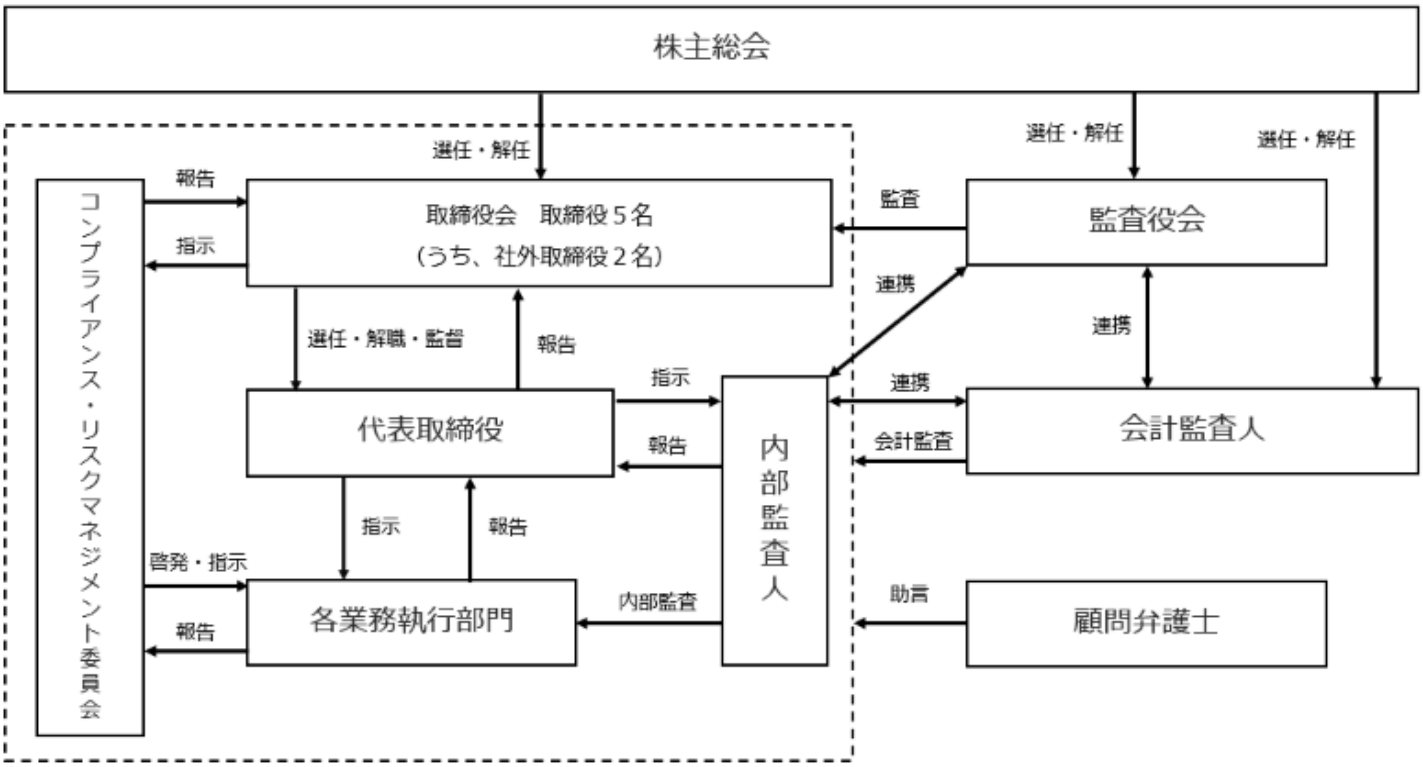
該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート･ガバナンス体制等に関する事項

―――

【模式図(参考資料)】



【適時開示体制の概要（模式図）】

